

第1章

計画の基本的事項

1 策定の趣旨

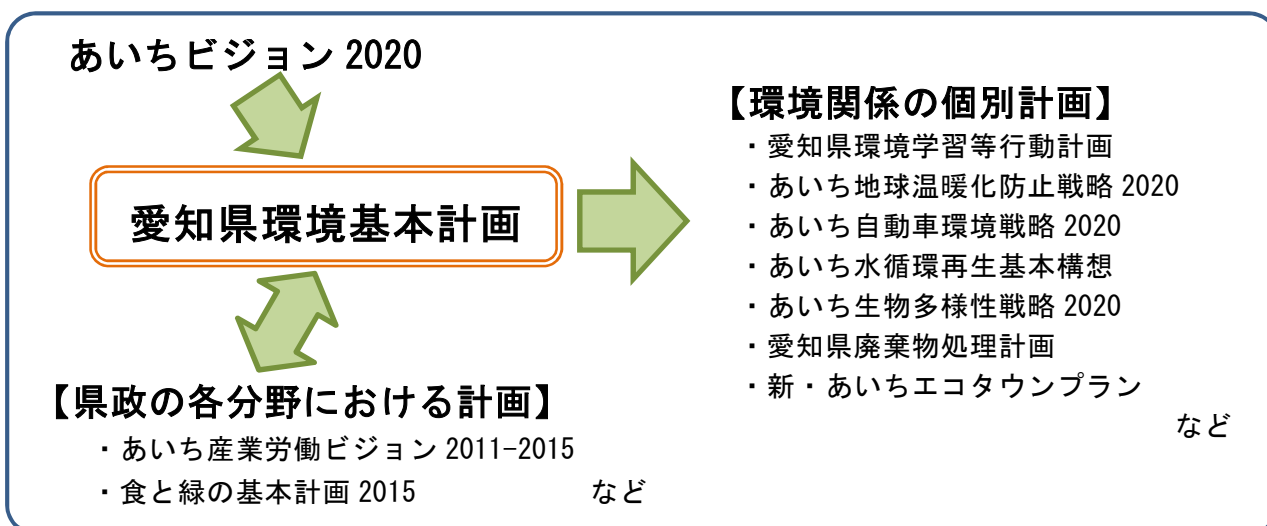
- 本県では、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期に、工場等の操業に伴う大気汚染や水質汚濁、急激な地盤沈下などの公害が問題となりましたが、法令や条例に基づく規制の実施や公害防止技術の進展、県民・事業者の努力等の結果、一時期の深刻な状況から脱するに至りました。
- しかし、その一方、都市化の進展や人々の生活様式の変化、都市への人口の集中が続く中で、自動車交通に伴う大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音といった都市・生活型公害、廃棄物の量の増大や質の多様化に伴う廃棄物処分場のひっ迫や不適正な処理による環境汚染が問題となってきました。
- さらに、地域的な環境問題に加えて、地球温暖化の進行や生物多様性の損失など地球規模の環境問題が、社会的・国際的にも大きな課題として扱われるようになり、地域においてもその解決に向けた積極的な取組が求められるようになってきました。
- こうした今日の環境問題に対処し、恵み豊かな環境を保全していくためには、法令や条例の遵守はもとより、事業者や県民がそれぞれの立場で事業活動やライフスタイル全体を見直し、自主的・積極的に環境保全の取組を進めることが不可欠です。それには、従来からの規制を中心とした個別の施策に加え、事業者や県民の環境保全への取組を促進し、社会の仕組みを環境への負荷の少ないものに変えていくための施策の推進が必要となります。
- このため、本県では、よりの確で効果的な環境保全施策の展開を図るため、平成 7 年 4 月、愛知県環境基本条例を施行しました。この条例では、「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」の 3 つを基本理念に掲げています。
- また、本県は、平成 9 年 8 月、この基本理念のもとに恵み豊かなあいちの環境を保全し、これを未来に引き継いでいくことができる「あいち環境社会」の構築を目指し、第 1 次愛知県環境基本計画を策定しました。
- その後、環境の保全と創造のための諸施策を積極的に進めてきたものの、道路沿道を中心にディーゼル自動車から排出される粒子状物質や窒素酸化物による大気汚染への対応や、ダイオキシン類による環境汚染や PCB 廃棄物の処理問題など有害化学物質による環境問題が社会問題化してきました。住民が安心して生活できる環境の確保に向けた取組がさらに求められていたことから、平成 14 年 9 月、循環を基調とする持続可能な社会の構築の実現に向けて、第 2 次愛知県環境基本計画を策定しました。
- さらに、平成 17 年に本県で開催された「2005 年日本国際博覧会（愛知万博）」の開催を通して醸成された県民の環境意識の高まりを踏まえ、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標として掲げた、第 3 次愛知県環境基本計画を平成 20 年 3 月に策定しました。第 3 次愛知県環境基本計画では、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境政策の基本としつつ、「脱温暖化」、「資源循環」、「自

然共生」、「参加・協働」を推進するための施策を盛り込んでおり、環境の保全と創造に関する取組を推進してきました。

- その結果、本県では、全国一を誇る住宅用太陽光発電施設の設置基数やエコカーの導入台数など、一定の成果を上げることができました。一方で、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、民生部門などで取り組みが遅れている温室効果ガスの削減など、依然として課題が残されています。自動車交通環境問題や地球温暖化問題など、県民の日常生活や事業活動と深く結びついている環境問題については、環境に配慮した社会経済システムやライフスタイル、都市構造への転換などに着実につながる具体的な施策を、より一層推進することが必要です。
- こうした中で、平成 22 年 10 月には、「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が愛知・名古屋で開催され、生物多様性保全の新たな世界目標となる「愛知目標」が採択されるなどの大きな成果を挙げました。本県においては、県民・事業者・NPO（社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの非営利・非政府の活動団体を指します。本計画において以下同じ。）が主体となった様々な取組が行われ、会議の成功に貢献しただけでなく、特に自然環境面での高い県民意識が培われたことにより、県民や事業者、行政の環境取組が一層活発になっており、今後は、この成果を環境施策の推進へと生かしていくことが必要です。
- また、持続可能な社会の構築に向けては、県民や事業者などあらゆる主体が環境について学び、考え、行動していくことが必要です。平成 26 年 11 月に愛知・名古屋で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）に関するユネスコ世界会議」は、本県が、環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいく大きな契機になります。
- こうした本県独自の経験やその中で培ってきた土壌を十分に生かし、社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえながら、持続可能な社会の構築に向けて、県民、事業者等の参加と協力を得た環境保全の取組を進めるため、現在の環境基本計画を見直し、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- また、本県では、この地域のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村を始め地域の様々な主体が、それぞれの地域の将来像や役割、課題等を共有しながら地域づくりに取り組むための指針として、「あいちビジョン2020」を平成26年3月に策定しています。
- 本計画は、この「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画として、本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



3 計画の期間

- 「あいちビジョン2020」では、リニア中央新幹線の開業後の平成42年（2030年）頃を展望し、平成32年（2020年）までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、県内各地域の取組方向を示しています。
- 本計画も同様に、平成42年（2030年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年度（2020年度）までに取り組むべき施策の方向を提示します。

「第4次愛知県環境基本計画」策定までの流れ

愛知県環境基本条例（平成7年3月施行）

愛知県環境基本計画（平成9年8月策定）

- ・目標：環境負荷の少ない循環を基調とした社会を始めとしためざすべき社会の姿と、環境の姿の総体としての「あいち環境社会」の実現

第2次愛知県環境基本計画（平成14年9月策定）

- ・目標：「自然界において物質の適正な循環が確保・維持され、自然生態系が健全に保持された恵み豊かな環境の愛知（あいち環境社会）」の形成
- ・「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする4つの社会の形成を通して「あいち環境社会」を実現

第3次愛知県環境基本計画（平成20年3月策定）

- ・目標：「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」
- ・「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の5つの社会づくりを通して目標を実現

【社会経済情勢の変化】

- ・人口の減少・超高齢化
- ・地球温暖化対策、生物多様性保全の国際的な枠組みの構築
- ・経済・社会のグリーン化
- ・資源制約の強まり
- ・東日本大震災の影響
- ・安全・安心に対する意識の高まり
- ・ESDの取組

【環境を取り巻く状況】

- ・依然として残る地域の環境課題
- ・取組が遅れている温室効果ガスの排出量削減
- ・生物多様性の損失

第4次愛知県環境基本計画（平成26年〇月策定）

- ・目標：「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現
- ・「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを通して目標を実現

平成17年
国連ESDの10年
がスタート

平成17年
愛知万博

平成22年
生物多様性条約
COP10

平成26年
ESDに関する
ユネスコ世界会議